別記様式１号

令和　年　月　日

現地説明会参加申込書

下妻地方広域事務組合　管理者　様

　令和7年7月28日開催の現地説明会への参加を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設 | フィットネスパーク・きぬ |
| 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 参加者氏名 | （職）　　　　　（氏名）　　　　　 |
| （職）　　　　　（氏名）　　　　　 |
| （職）　　　　　（氏名）　　　　　 |
| 電話番号 |  |

※参加者は1団体３名までとします。

別記様式２号

令和　　年　　月　　日

質　問　書

下妻地方広域事務組合　管理者　様

|  |  |
| --- | --- |
| 団　体　名 |  |
| 所　在　地 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

下記事項について、質問いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | フィットネスパーク・きぬ指定管理業務 |
| 質問事項 | 具体的な質問内容 |
|  |  |

別記様式３号

令和　　年　　月　　日

宣誓書

下妻地方広域事務組合管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　当社が「フィットネスパーク・きぬ」の指定管理者として申請するにあたり、下妻地方広域事務組合の申請の資格のすべてを満たしていることを宣誓いたします。

別記様式４号

構成員一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表者 | 所　在　地 |  |
| 団　体　名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 出資割合（％） |  |
| 主な業務 |  |
| 構成員 | 所　在　地 |  |
| 団　体　名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 出資割合（％） |  |
| 主な業務 |  |
| 構成員 | 所　在　地 |  |
| 団　体　名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 出資割合（％） |  |
| 主な業務 |  |

別記様式５号

協定書

（目的）

第1条　共同企業体は、次の業務を共同連携して営むことを目的とする。

　（１）フィットネスパーク・きぬに係る管理運営業務（以下「当該業務」という。）

　（２）前号に附帯する業務

（名称）

第2条　当共同事業体は、○○・○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、当該業務の履行後3か月を

　経過するまでの間は解散することができない。

２　当該業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわ

　らず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　代表取締役　○○　○○

　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　代表取締役　○○　○○

（代表者の名称）

第6条　当企業体は、○○○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当企業体の代表者は、当該業務の執行に関し、当企業体を代表してその権限を

　行うことを名義上明らかにしたうえで、下妻地方広域事務組合及び監督官庁等と折衝

　する権限並びに指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を

　有するものとする。

（構成員の出資割合及び業務分担）

第8条　各構成員の出資割合及び業務分担は、次のとおりとする。ただし、当該業務に

　ついて下妻地方広域事務組合と協定内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

　　　　　　○○○○株式会社　　○○％　　○○業務

　　　　　　○○○○株式会社　　○○％　　○○業務

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価す

　るものとする。

（運営委員会）

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該

　業務に関する基本事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重

　要な事項について協議のうえ決定し、当該業務の執行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、当該業務の履行及びその他の業務の実施に伴い当企業体が負担

　する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠

　した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、当該業務の履行の年度又は完了ごとに決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員

　に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成

　員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、下妻地方広域事務組合及び構成員全員の承認がなければ、当企業

　体が当該業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合において

　は、残存構成員が共同連携して当該業務を完了する。

３　第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合

　は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している

　出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果

　欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合

　に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履

　行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び下妻

　地方広域事務組合の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなかればならない。

３　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項

　までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、

　第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせな

　くなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び下妻地方広域

　事務組合の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるもの

　とする。

（解散後のかし担保責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各

　構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、○○○○において定めるものとす

　る。

○○株式会社他○社は、上記のとおり○○・○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持するとともに、1通を下妻地方広域事務組合に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　　㊞